

広島県告示第三百七十五号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十八年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

奥田整形外科皮膚科 医院	名 称	広島市西区井口明神一丁 目一五番二二号	所在地	平成三十一年五月一八日	効力を有する期限	更新	備考
-----------------	-----	------------------------	-----	-------------	----------	----	----